

資料3 流域治水プロジェクトの公表について

○流域治水プロジェクト ～一級水系(109水系)、二級水系(12水系)で策定・公表～

「流域治水」に関する地域での取組を推進するため、河川整備に加え、流域のあらゆる関係者が協働して行う対策も含めた治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として各水系でとりまとめ、令和3年3月30日に全国一斉公表しました。

【ポイントその①】 様々な対策とその実施主体を見える化

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

・堤防整備、河道掘削、ダム建設・再生、砂防関係施設や雨水排水網の整備 等



河道掘削
(石狩川水系、北海道開発局)



公園貯留施設整備
(名取川水系、仙台市)



用水路の事前水位低下による雨水貯留
(吉井川水系、岡山市)

② 被害対象を減少させるための対策

・土地利用規制・誘導、止水板設置、不動産業界と連携した水害リスク情報提供 等



二線堤の保全・拡充
(肱川水系、大洲市)



災害危険区域設定
(久慈川水系、常陸太田市)



住宅地盤嵩上げに対する助成
(柳川水系、小松市)

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

・マイ・タイムラインの活用、危機管理型水位計、監視カメラの設置・増設 等



自主防災活動による畳堤設置
(播保川水系、たつの市)



避難訓練の支援
(五ヶ瀬川水系、高千穂町)



公園等を活用した高台の整備
(庄内川水系、名古屋市)

【ポイントその②】 対策のロードマップを示して連携を推進

・目標達成に向けた工程を段階的に示し、実施主体間の連携を促進

- 短期：被災箇所の復旧や人口・資産が集中する市街地等のハード・ソフト対策等、短期・集中対策によって浸水被害の軽減を図る期間(概ね5年間)
- 中期：実施中の主要なハード対策の完了や、居住誘導等による安全なまちづくり等によって、当面の安全度向上を図る期間(概ね10年～15年間)
- 中長期：戦後最大洪水等に対して、流域全体の安全度向上によって浸水被害の軽減を達成する期間(概ね20～30年間)

<ロードマップのイメージ>

区分	主な対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策	河道掘削	河川事務所、都道府県、市町村	短期	中期	中長期
	ため池等の活用	市町村	短期	中期	中長期
被害対象を減少させるための対策	浸水リスクの高いエリアへの居住誘導	市町村	短期	中期	中長期
	浸水防止板設置	市町村	短期	中期	中長期
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	公園を利用した集水整備	市町村	短期	中期	中長期
	地区タイムラインの作成	都道府県、市町村	短期	中期	中長期

【ポイントその③】 あらゆる関係者と協働する体制の構築



流域治水協議会開催の様子

- 全国109の一級水系全てにおいて、総勢2000を超える、国、都道府県、市町村、民間企業等の機関が参画し、協議会を実施。
- 地方整備局に加え、地方農政局や森林管理局、地方気象台が協議会の構成員として参画するなど、省庁横断的な取組として推進

あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換 ～安倍川流域における関係者の思い～



静岡市長

水災害から市民の命と財産を守る

近年の気候変動により全国的に風水害が多発しておりますが、安倍川流域の関係者と協働しながら、また本市の庁内関係部局と連携することで、流域治水プロジェクトを推進し、二つのlife（いのちとくらし）を守るため、安心・安全の確保に努めてまいります。



静岡土木事務所長

洪水を安全に下流へながし、被害の最小化を目指す河川改修

静岡土木事務所では氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として護岸整備や河道掘削などに取組みます。気候変動等の影響により、台風の大型化や局地的な豪雨が増加し、洪水や土砂災害はいつどこで起こってもおかしくない状況にあります。河川内での対策を着実に進めるとともに、関係機関と連携した流域治水を推進し、安全・安心な地域づくりに努めてまいります。



静岡水源林整備事務所長

森林を守ることが治水につながる

森林整備センター静岡水源林整備事務所は安倍川流域において、森林の水源涵養機能等、公益的機能を効果的に発揮させるために、水源林造成事業として間伐等、森林の整備・保全に取組み、流域治水に貢献します。



静岡河川事務所長

先人たちの思いを引き続き、将来につなげる

安倍川の治水は、今川義元公、徳川家康公により支流を併せ川筋を西に導き、新田開発と併せて霞堤を築き駿府の城下町を洪水から守りつつ街を発展させてきたことが始まりとされている。このような先人たちの取組が、今の発展の礎となっている。令和の時代においても、先人たちの思いを引き続き、関係者の英知と力を結集し、気候変動により激甚化する水害・土砂災害を未然に防ぎつつ、地域のさらなる発展に尽力していく所存です。



あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換 ～安倍川水系流域治水プロジェクトが令和3年3月30日に策定されました～

安倍川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～先人の知恵に学び備える、静岡市街地を守る流域治水対策～



河道掘削



護岸整備

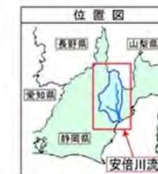
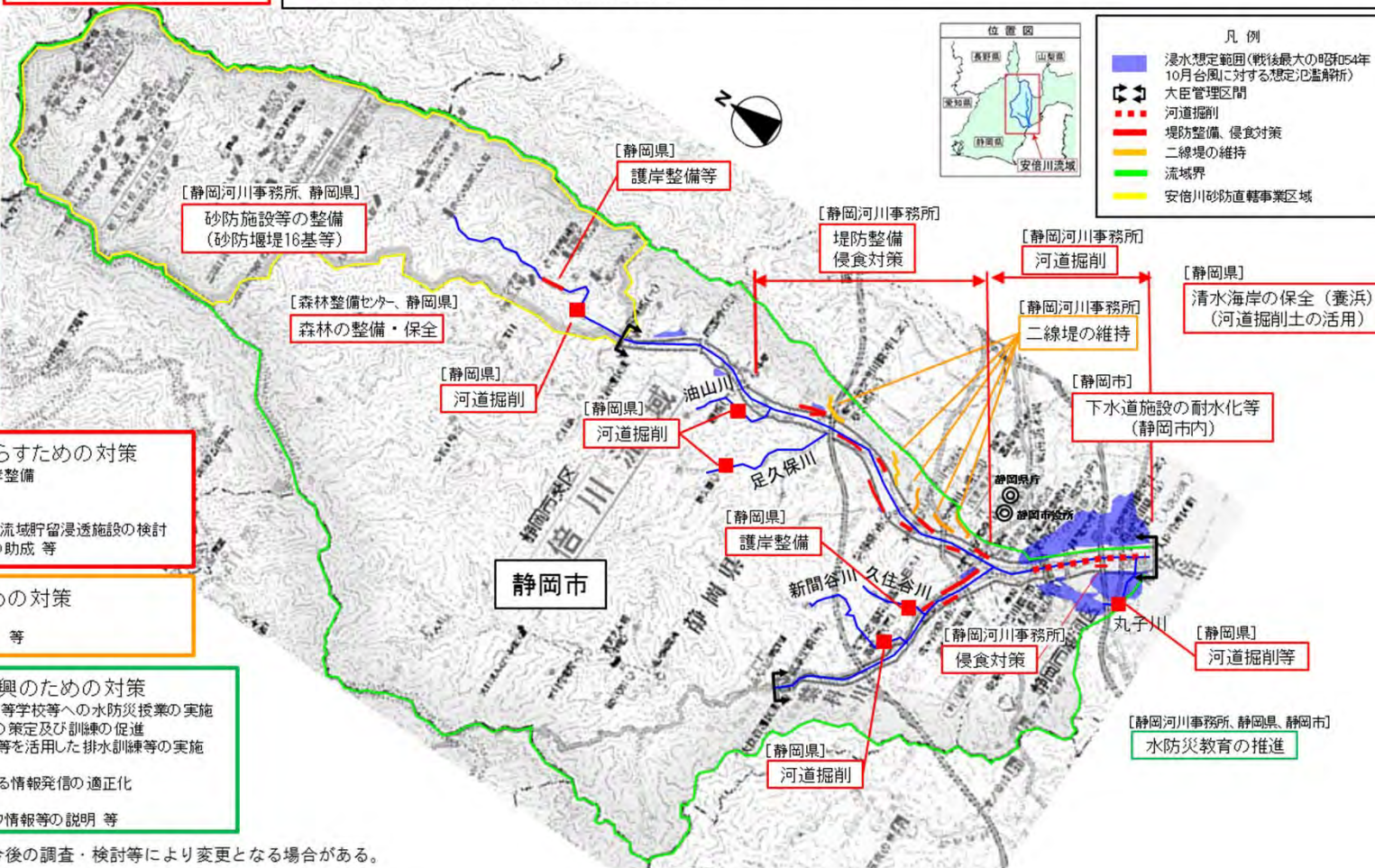
- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、安倍川水系においても、事前防災対策を進める必要がある。
- 下流部の氾濫域は、県庁所在地である静岡市街地として発展している反面、流域の地質が脆弱で、扇状地形のため安倍川が氾濫すれば土砂混じりの氾濫流が早い速度で拡散するなど水害リスクが高い地域であることから、砂防施設の整備、侵食対策、二線堤の維持、水防災教育の推進などを実施する。
- これらの取組により、国管理区間においては、戦後最大の昭和54年10月洪水を上回る洪水を安全に流し、流域における浸水被害の軽減を図る。



二線堤の維持



水防災教育



凡例	
	浸水想定範囲(戦後最大の昭和54年10月台風に対する想定氾濫解析)
	大臣管理区間
	河道掘削
	堤防整備、侵食対策
	二線堤の維持
	流域界
	安倍川砂防道轄事業区域

- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ・河道掘削、堤防整備、侵食対策、護岸整備
 - ・砂防施設等の整備
 - ・森林整備・治山事業
 - ・下水道施設の耐水化の取組み及び流域貯留浸透施設の検討
 - ・住宅等の雨水貯留浸透施設設置等の助成 等

- 被害対象を減少させるための対策
- ・二線堤の維持
 - ・静岡市立地適正化計画への反映 等

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
- ・水防災教育教材等を活用した、小中高等学校等への水防災授業の実施
 - ・要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進
 - ・国・各自治体が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練等の実施
 - ・マタイムライン作成の推進
 - ・各種ハザードマップの電子媒体化による情報発信の適正化
 - ・水害リスク空白域の解消
 - ・宅地建物取引業団体への水災害リスク情報等の説明 等

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。



あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換 ～安倍川水系流域治水プロジェクトが令和3年3月30日に策定されました～

安倍川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～先人の知恵に学び備える、静岡市街地を守る流域治水対策～

● 安倍川では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、国、県、市町が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

- 【短期】 静岡市街地での重大災害の発生を未然に防ぐため、河道掘削、堤防整備、本川の侵食対策、流域貯留浸透施設の検討等を実施する。あわせて、被害軽減のため、二線堤の維持、立地適正化計画の検討等を行うことともに、マイタイムライン、住民の意識向上に向けた水防災教育教材の作成を実施する。
- 【中期】 河道掘削と合わせ、静岡市街地における侵食破堤のリスク軽減を図るため、安倍川本川下流部及び薬科川の侵食対策を実施。あわせて、被害軽減のため、二線堤の維持、安全なまちづくり(立地適正化計画に基づき水害リスクの低い地域への住居誘導等)、マイタイムラインの有効活用を図るため、住民の意識向上に向けた水防災教育を実施する。
- 【中長期】 洪水を安全に流下させる断面の確保を図るため、河道掘削、薬科川における侵食対策の推進を図ると共に、流域全体の安全度向上を図る。あわせて、被害軽減のための取り組みをあらゆる関係者と一体となって推進する。

【事業費(R2年度以降の残事業費)】

- 河川対策
全体事業費 約78億円 ※1
対策内容 堤防整備、河道整備、侵食対策 等
- 砂防対策
全体事業費 約173億円 ※2
対策内容 砂防施設の整備、森林保全 等
- 下水道対策
全体事業費 約0.5億円 ※3
対策内容 下水道施設の耐水化 等

※1:直轄及び各水系の河川整備計画の残事業費を記載
※2:直轄砂防事業の残事業費を記載
※3:流域治水における下水道事業計画の残事業費を記載

【ロードマップ】

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期 R2~R3	中期 R3~R4	中長期 R4以降
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	直轄区間における市街地等を守る河道掘削、堤防整備、侵食対策	静岡河川事務所	堤防整備	堤防整備完了	河道掘削完了
	指定区間における市街地等を守る護岸整備 等	静岡県	河道掘削	護岸整備完了	
	砂防施設等の整備	静岡河川事務所 静岡県	本川の侵食対策	下流・薬科川の侵食対策	薬科川の侵食対策
	下水道施設の耐水化の取り組み	静岡市	施設配置等の計画策定	下水道施設の整備	
	流域貯留浸透施設の検討	静岡市	計画策定	流域貯留施設の検討	流域貯留施設の整備
	森林の整備・保全	森林整備センター 静岡県			
	二線堤の維持	静岡河川事務所			
被害対象を減少させるための対策	静岡市立地適正化計画への反映	静岡市	立地適正化計画に基づく防災指針の作成		
	マイタイムラインの活用	静岡河川事務所 静岡県、静岡市	マイタイムラインの作成	マイタイムラインの実行更新	
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	水防災教育教材等を活用した、小中高等学校等への水防災授業の実施	静岡河川事務所 静岡県、静岡市	水防災教育教材の作成	水防災教育の実施	



点線:策定、検討
実線:施工、運用

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。



島田市長

これからの治水について

島田市では、流出抑制を目的として、雨水浸透施設設置補助事業を推進します。流域のあらゆる関係者の協力により、水害が抑制される事を期待します。



焼津市長

暮らしやすく安全で安心なまちづくり

焼津市では、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所と連携し、大井川河川防災ステーションおよび海岸保全施設の整備を進めています。防災・減災対策を進め、市民の生活や経済活動の継続を守るため、より一層、流域関係者との連携強化を図り水害の防止・軽減に取り組めます。



藤枝市長

水害からの被害軽減に向けたまちづくり

藤枝市では、「災害からの逃げ遅れゼロ」の実現に向け、AIを駆使した河川水位計などの防災気象情報の拡充に併せ、「マイ・タイムライン」の更なる推進に取り組めます。あらゆる関係者と協働し、総力戦で防災・減災に挑みます。



牧之原市長

牧之原市では氾濫域での対策として、水防災意識の向上事業に取り組めます

牧之原市では、住民の防災意識向上のため、想定最大規模降雨を対象とした洪水ハザードマップの周知や、地域住民及び小中高校への水災害教育の実施に取り組めます。



吉田町長

水害に強いまちづくり

吉田町では、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所による大井川の侵食対策、河口部においては河川防災ステーションの整備が進められています。水害に強いまちづくりを目指し、流域の関係者と一体となって、治水対策に取り組めます。



川根本町長

治水を行い地域を守る

川根本町では、大井川に合流している町管理河川の整備が不十分であることから、浸水被害が生じている。浸水被害を解消するため、準用河川等改修事業により内水対策として流路工の整備に取り組めます。

あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換 ～大井川流域における関係者の思い～

資料3



島田土木事務所長

大雨から“いのち”と“暮らし”を守る

島田土木管内では、氾濫域での「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」として、国土強靱化のための5か年加速化対策事業を活用して、大井川水系中流七曲りブロックや大井川水系下流ブロックの河川整備計画に位置付けられた河川改修に取り組めます。また、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」として、浸水想定区域図などの水災害リスク情報の提供に取り組めます。



静岡水源林整備事務所長

森林を守ることが治水につながる

森林整備センター静岡水源林整備事務所は大井川流域において、森林の水源涵養機能等、公益的機能を効果的に発揮させるために、水源林造成事業として間伐等、森林の整備・保全に取り組み、流域治水に貢献します。



長島ダム管理所長

ダムの事前放流で万全の体制を構築する

治水の計画規模を上回るような洪水に対しては、利水ダムの容量を一時的に洪水調節のために活用する『事前放流』が極めて有効です。中部電力の井川ダム、畑薙第一ダムなどと長島ダムが連携して事前放流を的確に実施し、大井川流域の安全安心のために万全の体制で臨みます。



静岡河川事務所長

みんなの英知を集め、地域の発展を

大井川流域は、その豊富な水資源を活用し、安定的な電力供給、農業・水道及び産業の源として、地域の発展を支えてきました。しかし、その豊富な降水量が時には水害を引き起こす引き金ともなりかねません。流域にある多くのダムを地域の財産と捉え、関係者の英知と力を結集し水害等を未然に防ぎつつ、地域のさらなる発展に尽力していく所存です。

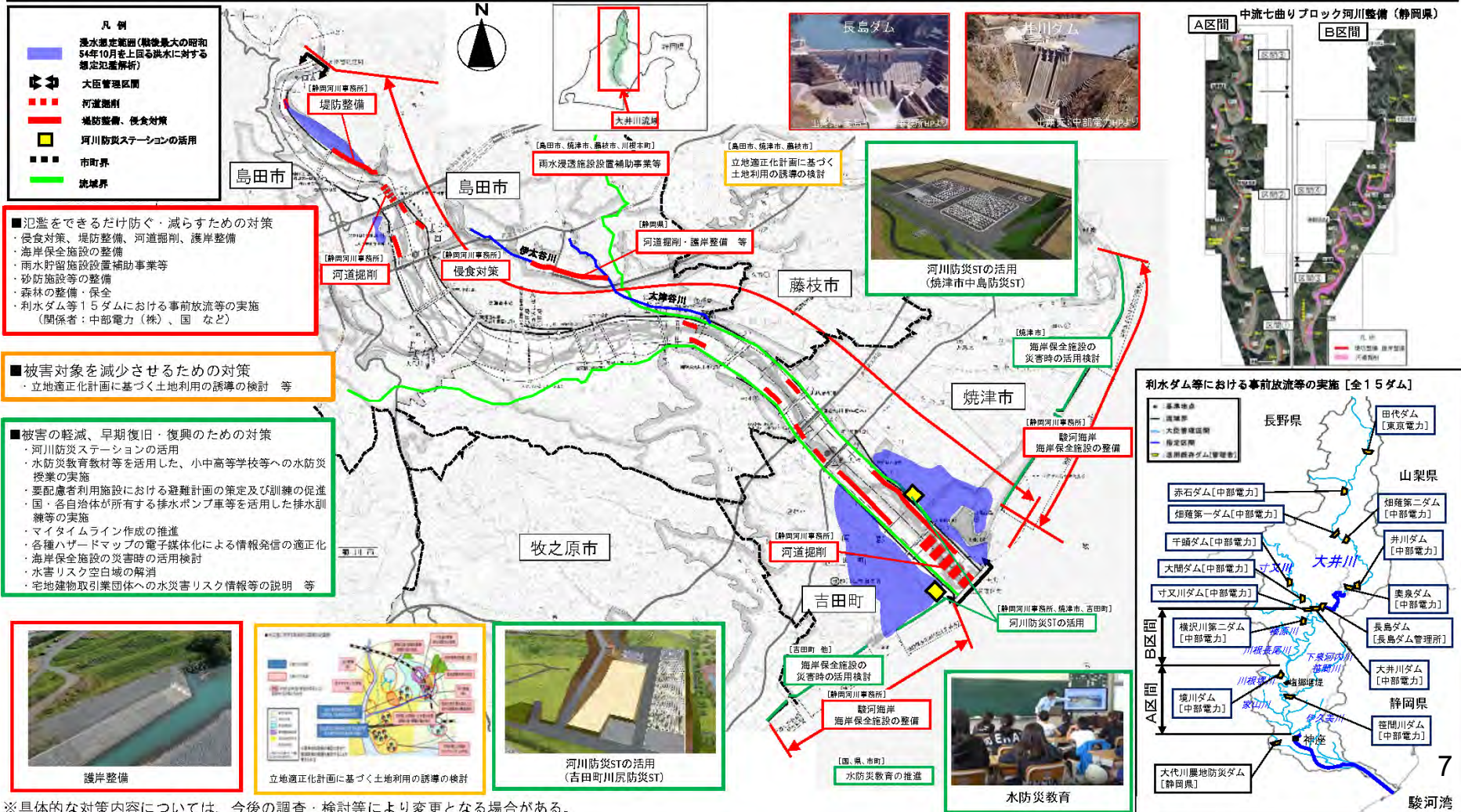
あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換 ～大井川流域治水プロジェクトが令和3年3月30日に策定されました～ 資料3



大井川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～利水ダムも協力し洪水氾濫に備える流域治水対策～

- 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、大井川水系においても、事前防災対策を進める必要がある。
- 下流部の氾濫域は、風土を生かした紙製造業、水産食品製造業などが発展している反面、降水量が多く扇状地形のため、大井川が氾濫すれば氾濫流が早い速度で拡散するなど水害リスクが高い地域であることから、侵食対策、土地利用の誘導の検討、水防災教育の推進などを実施する。
- これらの取組により、国管理区間においては、戦後最大規模の昭和54年10月洪水を上回る洪水を安全に流し、流域における浸水被害の軽減を図る。



凡例

- 浸水想定範囲(戦後最大の昭和54年10月を上回る洪水に対する想定氾濫解析)
- 大臣管理区間
- 河道掘削
- 堤防整備、侵食対策
- 河川防災ステーションの活用
- 市町界
- 流域界

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

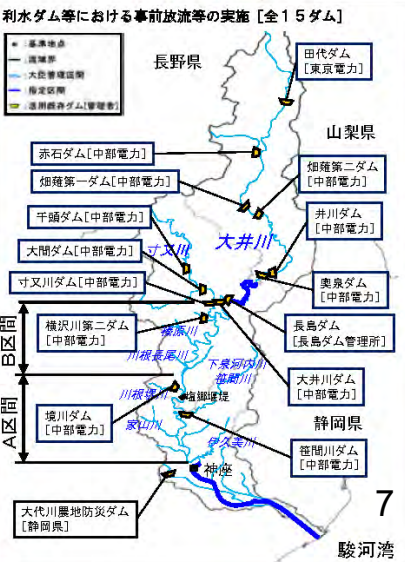
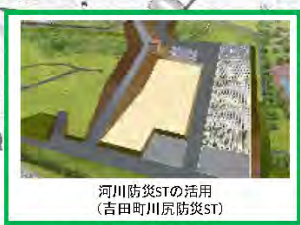
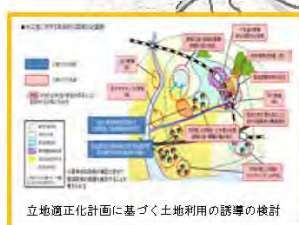
- ・ 侵食対策、堤防整備、河道掘削、護岸整備
- ・ 海岸保全施設の整備
- ・ 雨水貯留施設設置補助事業等
- ・ 砂防施設等の整備
- ・ 森林の整備・保全
- ・ 利水ダム等15ダムにおける事前放流等の実施 (関係者：中部電力(株)、国 など)

■ 被害対象を減少させるための対策

- ・ 立地適正化計画に基づく土地利用の誘導の検討 等

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・ 河川防災ステーションの活用
- ・ 水防災教育教材等を活用した、小中高等学校等の水防災授業の実施
- ・ 要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進
- ・ 国・各自治体が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練等の実施
- ・ マイタイムライン作成の推進
- ・ 各種ハザードマップの電子媒体化による情報発信の適正化
- ・ 海岸保全施設の災害時の活用検討
- ・ 水害リスク空白域の解消
- ・ 宅地建物取引業団体への水災害リスク情報等の説明 等



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換 ～大井川流域治水プロジェクトが令和3年3月30日に策定されました～ 資料3



大井川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～利水ダムも協力し洪水氾濫に備える流域治水対策～

● 大井川では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、国、県、市町が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短期】 大井川流域での重大災害の発生を未然に防ぐため、堤防整備、河道掘削、侵食対策、利水ダム等における事前放流、雨水浸透施設設置補助事業等を実施する。あわせて、被害軽減のため、安全なまちづくり(立地適正化計画に基づき水害リスクの低い地域への住居誘導等)、マイタイムラインの有効活用を図るため、住民の意識向上に向けた水防災教育教材の作成を実施する。

【中期】 大井川下流域における侵食破堤のリスク軽減を図るため、脆弱な護岸構造箇所の侵食対策(低水護岸整備)を実施。あわせて、被害軽減のため、安全なまちづくり(立地適正化計画に基づき水害リスクの低い地域への住居誘導等)、マイタイムラインの有効活用を図るため、住民の意識向上に向けた水防災教育を実施する。

【中長期】 引き続き、侵食破堤対策である侵食対策(低水護岸整備)を推進すると共に、洪水を安全に流下させる断面の確保を図るため河道の維持掘削を行い、流域全体の安全度向上を図る。あわせて、被害軽減のための取り組みをあらゆる関係者と一体となって推進する。

【事業費(R2年度以降の残事業費)】

■河川対策

全体事業費 約296億円 ※1

対策内容 堤防整備、河道整備、侵食対策 等

■海岸対策

全体事業費 約106億円 ※2

対策内容 海岸保全施設の整備

※1:直轄及び各水系の河川整備計画の残事業費を記載

※2:直轄海岸保全施設整備事業の残事業費を記載

【ロードマップ】

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期(R2～R7)	中期(R8～R12)	中長期(R13以降)
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	直轄区間における市街地等を守る堤防整備、河道掘削、侵食対策	静岡県河川事務所	堤防整備・河道掘削		
			侵食対策		
	海岸保全施設の整備	静岡県河川事務所	海岸保全施設の整備		
	大井川中流七曲りブロックにおける市街地等を守る河道掘削、堤防整備	静岡県		河道掘削・堤防整備	
	大井川下流ブロックにおける市街地等を守る護岸整備				施設整備
	砂防施設等の整備	静岡県			
	利水ダム等15ダムにおける事前放流等の実施	中部電力(株)、静岡県河川事務所、長島ダム管理所 など	事前放流等の実施		
	雨水浸透施設設置補助事業等	鳥田市、焼津市、藤枝市、川根本町		補助事業等の継続	
森林の整備・保全	森林整備センター、静岡県				
被害対象を減少させるための対策	「安全なまちづくり」に向けた取組 立地適正化計画に基づき水害リスクの低い地域への住居誘導の計画策定・検討	鳥田市、焼津市、藤枝市	居住誘導計画の策定・検討		安全なまちづくりに向けた取組の実施
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	河川防災ステーションの活用	静岡県河川事務所、焼津市、吉田町	河川防災ステーションの活用		
			河川防災ステーション完成		
	マイタイムラインの活用	静岡県河川事務所、静岡県、鳥田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	マイタイムラインの作成		マイタイムラインの運用・更新
	水防災教育教材等を活用した、小中高等学校等への水防災授業の実施	静岡県河川事務所、静岡県、鳥田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	水防災教育教材の作成		水防災教育の実施

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

点線:策定、検討
実線:施工、運用

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

資料3

【公布:R3.5.10 / 施行:公布の日から3ヶ月又は6ヶ月以内で政令で定める日】

<予算関連法律>

背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
 - 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算(20世紀末比)
- 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備する必要

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

- ◆ **流域水害対策計画を活用する河川の拡大**
 - 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)
- ◆ **流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実**
 - 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂に会し**、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
 - 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】


- ◆ **河川・下水道における対策の強化** ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)
 - 利水ダムの事前放流の拡大**を図る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)の創設(※予算・税制)
 - 下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
 - 下水道の樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- ◆ **流域における雨水貯留対策の強化**
 - 貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
 - 都市部の緑地**を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
 - 認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援 (※予算関連・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

- ◆ **水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫**
 - 浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
 - 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進(※予算関連)
 - 災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化(※予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 洪水等に対応した**ハザードマップ**の作成を**中小河川等まで拡大**し、リスク情報空白域を解消
- 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去**、**準用河川**を追加



流域治水のイメージ

図は、流域治水のイメージを示しています。上流には「森林・治山施設の整備」と「砂防施設の整備」があり、「利水ダム活用」が行われています。中流には「治水ダムの建設・再生」が行われ、「ハザードマップ作成」が行われています。下流には「浸水被害防止区域」が設定され、「貯留機能保全区域」が確保されています。また、「堤防強化」、「地区計画」、「雨水貯留浸透施設」、「避難拠点の整備」、「防災集団移転事業」が行われています。最終的に「下水道整備」が行われます。

【目標・効果】気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数:2,092河川(2020年度)⇒約17,000河川(2025年度)

気候変動の影響

速やかに対応

- 今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急を実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする「**流域治水プロジェクト**」を速やかに実施
(令和2年度内に全1級109水系で策定済)
- [国管理河川で**戦後最大規模洪水**に、都市機能集積地区等で**既往最大降雨**による内水被害に対応]

将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

将来の気候変動を見込んだ更なる対応

- 現行計画よりも増大する降雨等(外力)に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による**流域治水を更に拡充**

法的枠組「流域治水関連法」の整備が必要



(1) 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 計画策定の対象河川に、市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件により被害防止が困難な河川※を追加**（全国の河川に拡大）

※バックウォーター現象のおそれがある河川、狭窄部の上流の河川等

（特定都市河川法）

(2) 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂に会し**（協議会）、**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
- 協議結果を**流域水害対策計画に位置付け** ➡ **様々な主体が流域水害対策を確実に実施**

【協議会のイメージ】



【流域水害対策計画の拡充】

- 河川管理者による河道等の整備に加えて、流域における雨水貯留浸透対策などで被害防止

現行

- **河川・下水道管理者**による雨水貯留浸透対策が**中心**

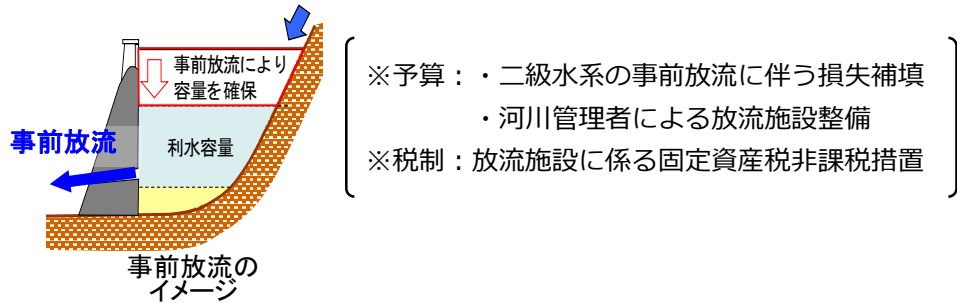
追加

- **地方公共団体と民間**による雨水貯留浸透**対策の強化**（地方公共団体の施設と認定民間施設による分担貯留量の明確化）
- **土地利用の方針**（保水・遊水機能を有する**土地の保全**、著しく危険なエリアでの**住宅等の安全性の確保**）

(1) 河川・下水道における対策の強化

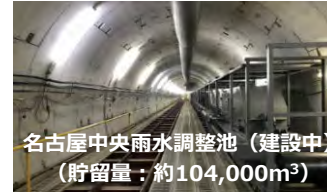
◎ 中長期的計画に基づく堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)

- 河川管理者、利水者（電力会社等）等で構成する**法定協議会を設置**。**利水ダム**の**事前放流の拡大**を協議・推進（河川法）

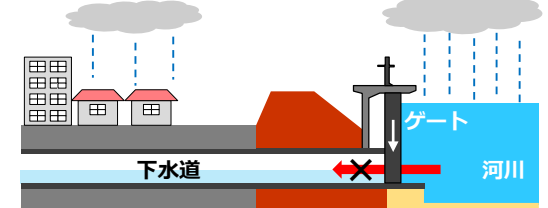


- **下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨を計画に位置付け**、整備を加速（下水道法）
- 下水道の**樋門等の操作ルールの策定**を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止（下水道法）

<下水道整備による浸水対策の例>



<樋門による逆流防止のイメージ>



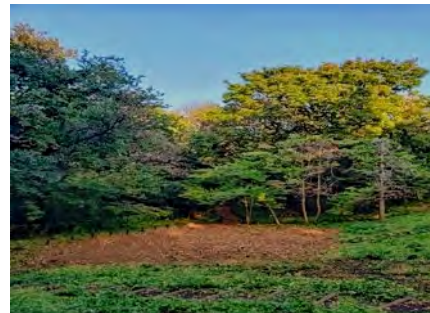
(2) 流域における雨水貯留対策の強化

- 沿川の**保水・遊水機能を有する土地**を、**貯留機能保全区域**として確保（盛土行為等に対する届出義務と勧告）（特定都市河川法）



貯留機能保全区域のイメージ

- 貯留浸透に資する**都市部の緑地を保全**し、水害の被害を軽減する**グリーンインフラ**として活用（都市緑地法）



グリーンインフラのイメージ

- **認定制度、補助、税制特例、地区計画**等を駆使して、官民による**雨水貯留浸透施設**の整備を推進（特定都市河川法、下水道法、都市計画法）

<雨水貯留浸透施設整備のイメージ>



水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

① 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認 (特定都市河川法)

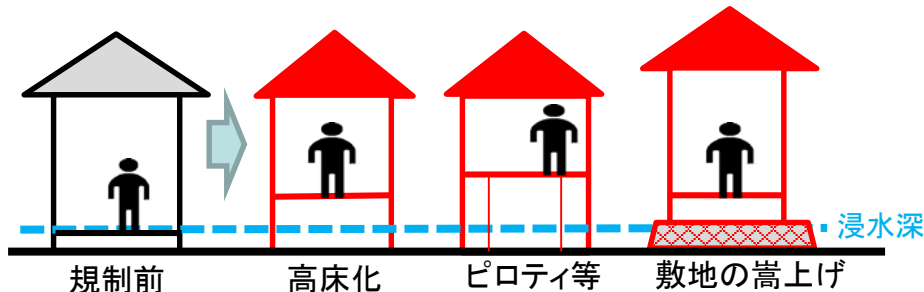
- 浸水被害の危険が著しく高いエリア
- 都道府県知事が指定
- 個々の開発・建築行為を許可制に
(居室の床面の高さが浸水深以上、建築物が倒壊等しない安全な構造)
※平成30年7月豪雨では、死亡者の多くが住宅で被災



浸水被害の危険が著しく高いエリアのイメージ

② 地区単位の浸水対策を推進 (都市計画法)

- 地域の実情・ニーズに応じたより安全性の高い防災まちづくり
- 地区計画のメニューに居室の床面の高さ、敷地の嵩上げ等を追加



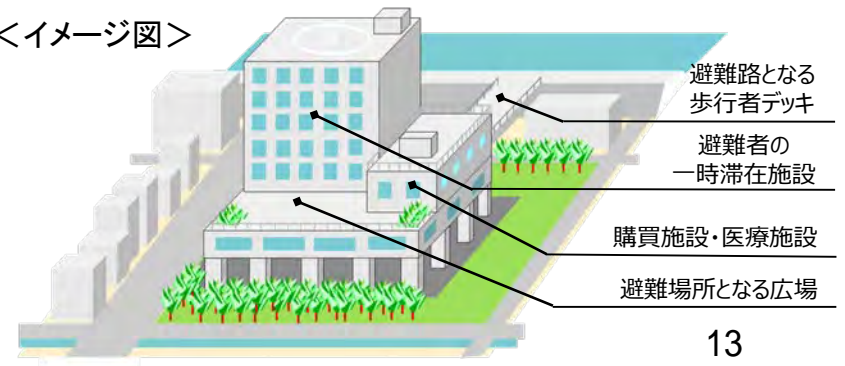
③ 防災集団移転促進事業を拡充し、危険なエリアから安全なエリアへの移転を促進 (防集法) (※予算関連)

- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充
【現行の区域】 災害が発生した地域・災害危険区域
【追加】 浸水被害防止区域のほか、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域を追加
- 事業の担い手を都道府県・URに拡充
 - { ①都道府県による事業の計画策定
 - { ②URによる事業の計画策定・事業実施の本来業務化 }

④ 災害時の避難先となる拠点の整備 (都市計画法)

- 水災害等の発生時に住民等の避難・滞在の拠点となる施設を都市施設として整備 (※予算関連)

<イメージ図>



(1) リスク情報空白域の解消

○ 想定最大規模の洪水、雨水出水、高潮に対応した**ハザードマップ作成エリア**（浸水想定区域）を、現行の大河川等から住家等の**防御対象のあるすべての河川流域、下水道、海岸に拡大**（水防法）

- ※ 令和元年東日本台風では、阿武隈川水系の中小河川において、人的被害が発生
- ※ 浸水想定区域を設定する河川の目標数
（現在）約2,000河川 ⇒ （今後）約17,000河川（2025年度）

(2) 要配慮者施設に係る避難の実効性確保

○ 要配慮者施設に係る**避難計画や避難訓練**に対し、**市町村が助言・勧告**

（水防法、土砂災害防止法）

※ 令和2年7月豪雨により、避難計画が作成されていた老人ホームで人的被害が発生。

(3) 被災地の早期復旧

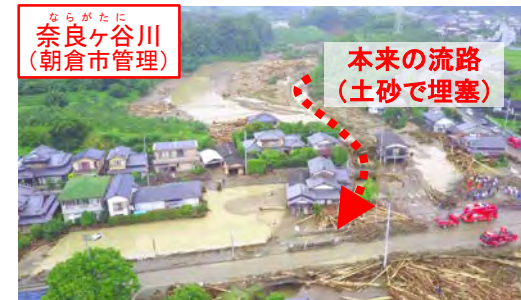
○ 国土交通大臣による**権限代行の対象を拡大**（河川法）

【対象河川】

- ・ 都道府県管理河川
（1級河川の指定区間、2級河川）
- +
- （追加）
・ 市町村管理河川
（準用河川）

【対象事業】

- ・ 改良工事・修繕
- +
- （追加）
・ 災害で堆積した河川の土石や流木等の排除



国が準用河川の災害復旧を代行することが想定される例
（平成29年九州北部豪雨（福岡県・筑後川水系））